

平成31年度

家庭用

# 「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内

エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入を推進し、住宅に供する建築物の環境性能の向上や太陽光発電設備の設備導入に係る経費の一部を補助します！

地球温暖化の主な原因である「二酸化炭素」は家庭部門での排出が、全体の約3割を占めています。

すでに節電や省エネに取り組んでいただいている方も多いと思いますが、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入したり、給湯器などを省エネタイプにすることで、エネルギーをスマートに使うことができ、更なる二酸化炭素排出量の削減につながります！

また、住宅の断熱性能を向上させることで省エネ効果だけでなく、健康面での効果も期待できます！

買い換えやご購入の際には、ぜひ、環境にやさしい製品を選んでみてください。

## 問い合わせ先

所沢市 環境クリーン部 環境政策課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話：04-2998-9133

FAX：04-2998-9394

E-Mail：[a9133@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9133@city.tokorozawa.lg.jp)

## 補助対象項目

※複数の補助対象項目で補助金の交付を受けることができます。ただし、同一年度内において、1項目につき1回限りです。

- ①エコハウス  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、低炭素建築物)
- ②エコリフォーム  
(開口部改修、断熱改修、遮熱塗装)
- ③太陽光発電システム (HEMS を設置するもの又は既存の太陽光発電システムにHEMSを設置するもの)
- ④太陽熱利用システム (ソーラーシステム)
- ⑤コージェネレーションシステム  
(エネファーム)
- ⑥蓄電池 (リチウムイオン電池)
- ⑦エコカー充電設備 (V2H)
- ⑧燃料電池自動車 (FCV)
- ⑨高断熱浴槽
- ⑩バイオマスストーブ (ペレット、<sup>まき</sup>薪)
- ⑪雨水貯留槽 (100ℓ以上)
- ⑫節水型トイレ



所沢市は「COOL CHOICE」に賛同しています。



マチごとエコタウン  
TOKOROZAWA

# —目次—

補助金が振り込まれるまでの流れ	・・・P3～4
基本的な事項 (補助対象者の要件、対象期間、申請期間など)	・・・P5～10
各補助対象項目の対象要件、補助対象経費及び必要書類	・・・P11
No.1 ①エコハウス(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	・・・P12
②エコハウス(低炭素建築物)	・・・P13
No.2 エコリフォーム(開口部改修、断熱改修、遮熱塗装)	・・・P14,15
No.3 太陽光発電システム (HEMSと連携しているもの又は既存の太陽光発電システムにHEMSを設置するもの)	・・・P16
No.4 太陽熱利用システム(ソーラーシステム)	・・・P18
No.5 コージェネレーションシステム(エネファーム)	・・・P19
No.6 蓄電池(リチウムイオン電池)	・・・P20
No.7 エコカー充電設備(V2H)	・・・P21
No.8 燃料電池自動車(FCV)	・・・P22
No.9 高断熱浴槽	・・・P23
No.10 バイオマスストーブ(ペレット・薪 <sup>まき</sup> )	・・・P24
No.11 雨水貯留層(100ℓ以上)	・・・P25
No.12 節水型トイレ	・・・P26

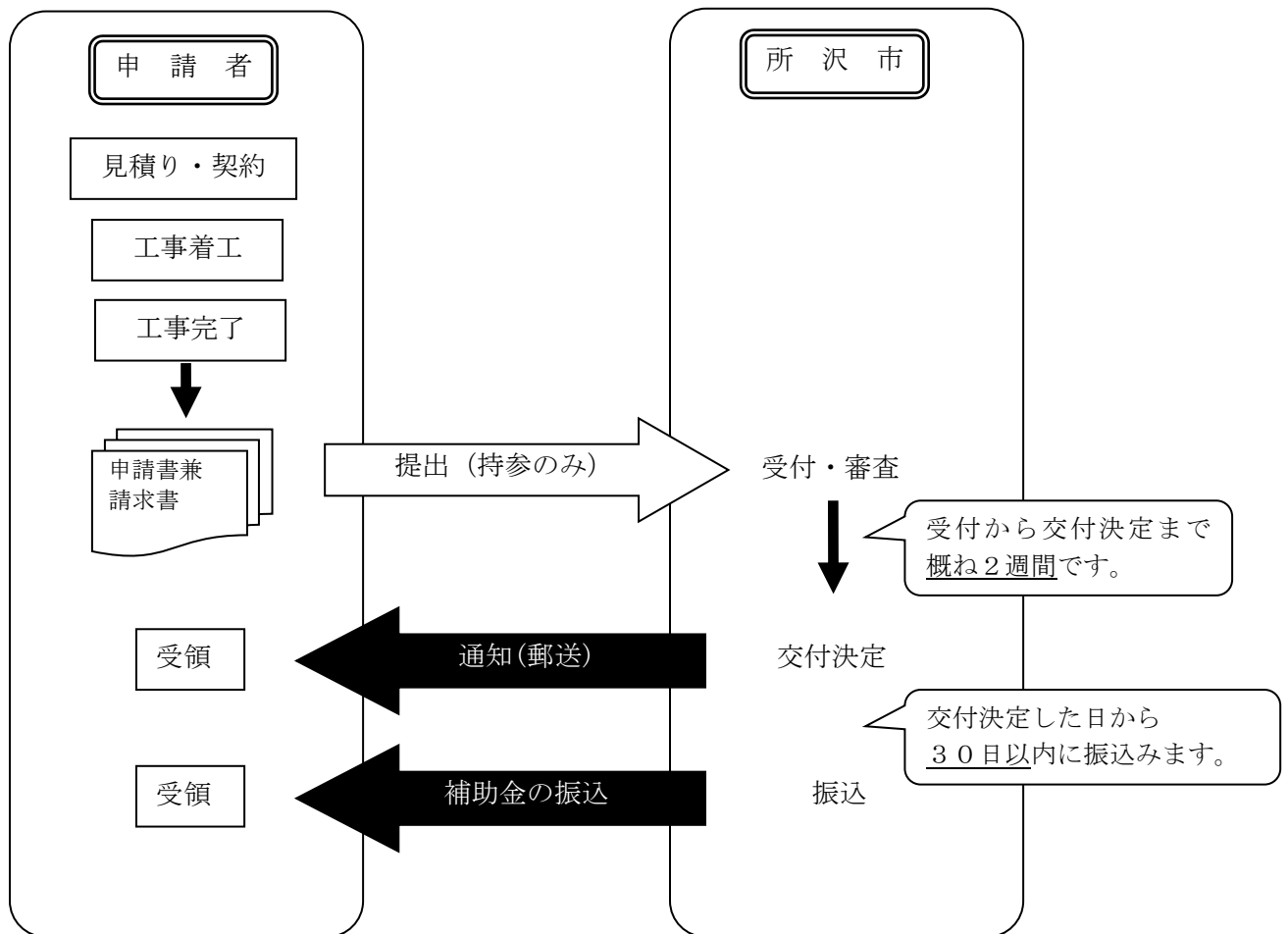
## 補助金が振り込まれるまでの流れ

※補助対象項目によって、補助金が振り込まれるまでの流れが異なります。

### ①工事完了後に申請する場合の流れ

《該当する補助対象項目》

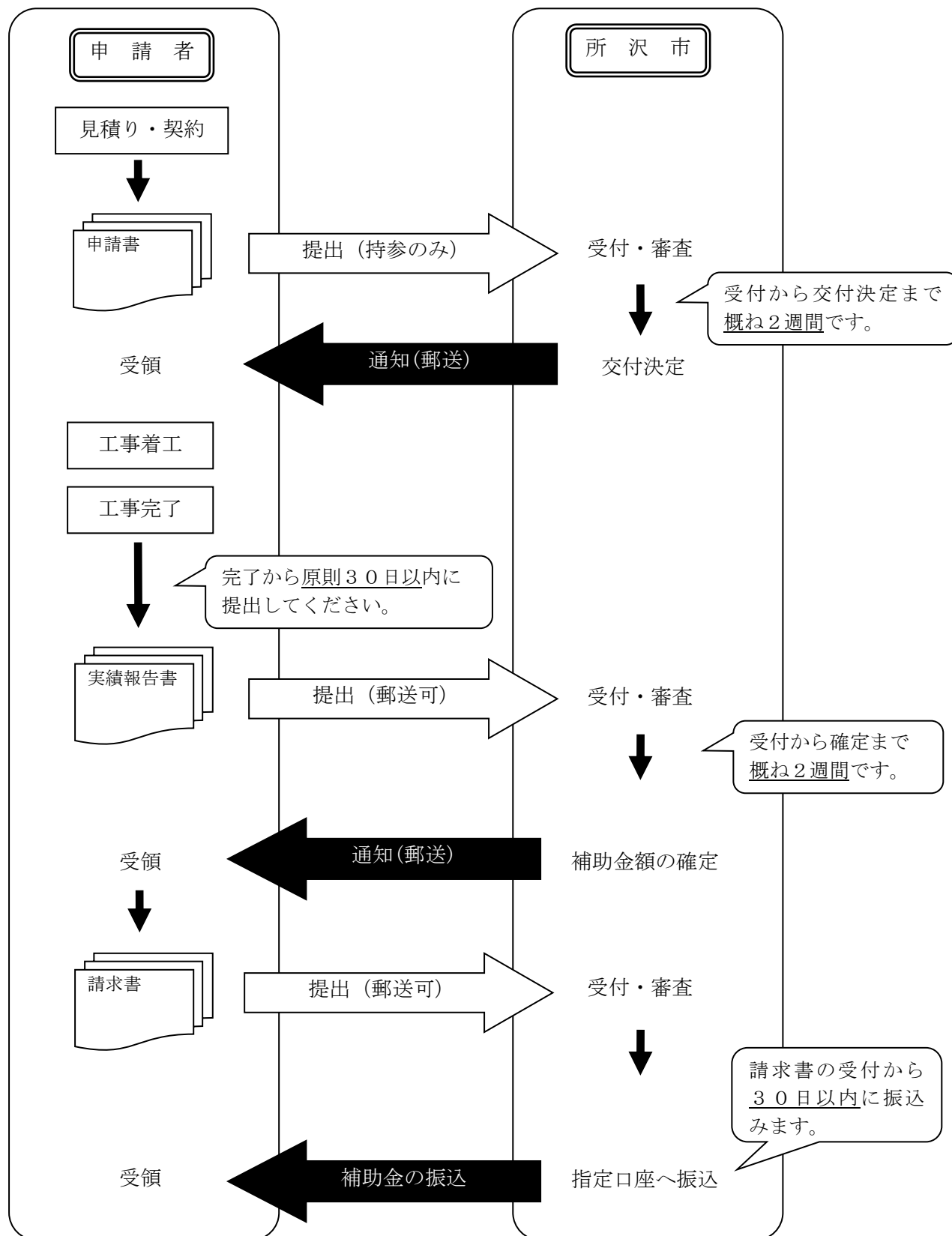
- ・エコハウス
- ・太陽光発電システム
- ・太陽熱利用システム（ソーラーシステム）
- ・コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ・蓄電池（リチウムイオン電池）
- ・エコカー充電設備（V2H）
- ・燃料電池自動車（FCV）
- ・高断熱浴槽
- ・雨水貯留槽（100ℓ以上）
- ・節水型トイレ



## ②工事着工前に申請する場合の流れ

《該当する補助対象項目》

エコリフォーム、バイオマスストーブ



## 基本的な事項

### 1. 補助対象者

- ・自らが居住する市内の住宅に、補助対象事業を実施する方（※1）
- ・補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住民登録されている方
- ・補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない方（※2）
- ・同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない方

※1 集合住宅の場合には、自らが居住する専有部分に対して実施する場合のみ対象となります。

※2 納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がコンピュータに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写しを添付していただく場合があります。

### 2. 補助対象事業の実施期間

（この期間中に補助対象項目に係る機器等を取得する必要があります。）

平成31年4月1日（月）から平成32年3月10日（火）まで

ただし、エコリフォーム、バイオマスストーブは平成32年3月25日（水）まで

※ 前年度に既に契約締結を行い、当該期間中に工事や引渡し等を実施する場合も対象とします。

#### ◆取得とは？

補助対象事業の取得とは、工事の完了、金額の領収、住宅等の引渡しなどを行い、補助金の交付申請兼請求又は実績報告ができる状態にすることをいいます。

そのため、補助対象事業に係る工事が平成31年度内に完了しても、金額の領収などが平成31年度内に行われていない場合には、補助の対象とはなりません。

また、取得が年度内に行われたとしても、住民基本台帳への登録など補助対象者となるための要件が年度内に揃えられなかった場合は、補助の対象とはなりません。

### 3. 申請期間（この期間中に、申請を行ってください。）

補助対象項目によって、申請期間が異なりますのでご注意ください。

#### ・エコリフォーム、バイオマスストーブ

申請のタイミング	申請受付期間
工事着工前	<b>毎月1日～10日まで。（土・日・祝日は除く。）</b> ただし、平成31年5月は15日（水）まで延長します。 また、実績報告は3月のみ25日（水）まで受け付けます。

#### ・上記以外の補助対象項目（エコハウス、太陽光発電システム、蓄電池等）

申請のタイミング	申請受付期間
工事完了後	<b>毎月1日～10日まで。（土・日・祝日は除く。）</b> ただし、平成31年5月は15日（水）まで延長します。

※3 先着順で受付します。そのため、申請受付期間は遵守させていただきます。  
（補助金の申請額が予算に達し次第、受付を終了します。）

※4 事前申請にも期間がありますのでご注意ください。

### 4. 申請方法

所沢市環境クリーン部環境政策課（市役所5階）に「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（様式第1号）」又は「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）」に必要書類を添付して、**持参**してください。（※5）

※5 受付時に訂正をしていただく場合がありますので、印鑑を持参していただくか申請書の捨印箇所**必ず**押印をお願いいたします。  
また、必要書類等に不備があり、申請期間中に修正していただけない場合、ご提出いただいた書類一式を返却いたしますので、ご了承ください。

補助対象項目	種類	補助金額	上限額
エコハウス	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	2,500 円/㎡ (延床面積)	30 万円
	低炭素建築物	2,000 円/㎡ (延床面積)	24 万円
エコリフォーム (補助対象経費が 30 万円以上 (税込) のもの)	外窓の交換	大 (2.8 ㎡以上) 4 万円/箇所 中 (1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満) 2.5 万円/箇所 小 (0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満) 2 万円/箇所	合算で 40 万円
	内窓の設置	大 (2.8 ㎡以上) 2.5 万円/箇所 中 (1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満) 1.5 万円/箇所 小 (0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満) 1 万円/箇所	
	窓ガラスの交換	大 (1.4 ㎡以上) 1.2 万円/箇所 中 (0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満) 0.9 万円/箇所 小 (0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満) 0.3 万円/箇所	
	玄関ドア等の交換	4 万円/箇所	
	床の断熱改修	800 円/㎡ (施工面積)	
	外壁、屋根、天井の断熱改修	600 円/㎡ (施工面積)	
	外壁、屋根の遮熱塗装	400 円/㎡ (施工面積)	
太陽光発電システム (HEMS と連携しているもの又は既存の太陽光発電システムに HEMS を設置するもの)	太陽光発電システム、HEMS	2 万円/kW (太陽電池の最大出力) (上限 8 万円) ※HEMS (一律 2 万円)	10 万円
太陽熱利用システム	ソーラーシステム	2 万円/㎡ (集熱面積)	12 万円
コージェネレーションシステム	エネファーム (燃料電池)	12 万円 (一律)	12 万円
蓄電池	リチウムイオン電池	2 万円/kWh (蓄電容量)	16 万円
エコカー 充 給 電 設 備 (V2H)		5 万円 (一律)	5 万円
	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車と共に導入するもの	V2H のみ: 5 万円 (一律) ※V2H と電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を同時に購入した場合: 追加 5 万円 (一律)	10 万円
燃料電池自動車 (FCV)	—	50 万円 (一律)	50 万円
高断熱浴槽	—	10 万円 (一律)	10 万円
バイオマスストーブ (補助対象経費が 30 万円以上 (税込) のもの)	ペレット・薪	補助対象経費の 10 分の 1	5 万円
雨水貯留槽 (100 ℓ 以上) (補助対象経費が 1 万 5,000 円以上 (税込))	—	7,500 円 (一律)	7,500 円
節水型トイレ	—	3 万円/基	6 万円

※エコリフォーム、雨水貯留槽を除く、補助対象経費 (税込) が補助金額を下回る場合は実費支給となります。(千円未満切り捨て)

## 5. 補助対象項目、補助金額及び上限額（一覧）

次の要件を満たす場合、最大15%までの加算措置を受けることができます。

- ①三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合⇒ 補助金額の10%
- ②「小規模事業者<sup>\*</sup>」が施工した場合⇒ 補助金額の5%（エコリフォームにかかる契約）
- ③「マチエコ応援隊<sup>\*</sup>」が施工した場合⇒ 補助金額の5%

※小規模事業者：事前に登録された小規模事業者（従業員が20名以下の市内事業者）です。詳細は市HPに名簿を掲載していますのでご確認ください。

※マチエコ応援隊：各機器メーカーと市内施工業者等で構成され、市と協働で住宅のスマートハウス化を推進するための団体です。詳細は市HP（「マチエコ応援隊」で検索）で確認ください。

- ※6 補助対象項目を複数実施する場合には、それぞれで補助金の交付を受けることができます。
- ※7 補助金の交付を受けられるのは、補助対象項目ごとに1回限りです。（生計を共にするものからの申請を含む。）
- ※8 「エコハウス」を申請した場合は、認定に係る補助対象項目は申請できません。（例えば、低炭素建築物の認定項目を太陽光発電システムとした場合は太陽光発電システムの申請はできません。）

## 6. 実績報告

（エコリフォーム、バイオマスストーブのみ）

補助対象事業を完了した日から30日以内又は平成32年3月25日（水）のいずれか早い日までに、「所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号）」に必要書類を添付して、提出してください。（※9）

- ※9 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。  
なお、郵送による提出の場合には、事業完了から30日以内又は平成32年3月25日のいずれか早い日までに環境政策課に到着することが必要です。



## 7. 請求

### (エコリフォーム、バイオマスストーブのみ)

実績報告後、市の審査後に「所沢市スマートハウス化推進補助金額確定通知書」を送付しますので、通知が到着した後、速やかに「所沢市スマートハウス化推進補助金交付請求書（様式第14号）」を提出してください。（※10）

- ※10 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。  
なお、この請求書のご提出がないと補助金の振込みができませんので、必ず提出してください。

## 8. 補助対象事業の変更

### (エコリフォーム、バイオマスストーブのみ)

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合（※11）は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書（様式第7号）」に必要書類を添付して提出してください。（※12）

#### 【必要書類】

- 変更内容を確認することができる書類（変更契約書の写し、変更函面、写真等）

- ※11 変更申請書の提出が必要となる場合とは、補助金の申請額が変更になる場合、契約の相手方が変更になる場合、導入する設備等を変更する場合があります。
- ※12 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

## 9. 補助対象事業の廃止

### (エコリフォーム、バイオマスストーブのみ)

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止又は廃止しようする場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書（様式第9号）」を提出してください。（※13）

- ※13 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

## 10. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

### 11. 処分の制限

管理期間中、やむを得ない事由により、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供する場合には、「所沢市スマートハウス化推進補助金財産等処分承認申請書（別紙8号）」により市の承認を得てください。

（※14）交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合がございます。

※14 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

### 12. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

### 13. アンケートの実施

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じて事業の導入に係るアンケートを送付する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

## 各補助対象項目の対象要件、補助対象経費及び必要書類

補助対象項目によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。

### ◆各補助対象項目の必要書類の有無

No	補助対象項目	申請	実績報告	請求
1	エコハウス（低炭素建築物・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	○		
2	エコリフォーム（開口部改修、断熱改修、遮熱塗装）	○	○	○
3	太陽光発電システム （HEMSと連携しているもの又は既存の太陽光発電システムにHEMSを設置するもの）	○		
4	太陽熱利用システム（ソーラーシステム）	○		
5	コージェネレーションシステム（エネファーム）	○		
6	蓄電池（リチウムイオン電池）	○		
7	エコカー充電設備（V2H）	○		
8	燃料電池自動車（FCV）	○		
9	高断熱浴槽	○		
10	バイオマスストーブ（ペレット・薪）	○	○	○
11	雨水貯留槽（100ℓ以上）	○		
12	節水型トイレ	○		

なお、複数の補助対象項目を同時に実施する場合、次の書類は1部の提出でかまいません。ただし、申請期間が同一の場合に限ります。（※15）

### ◆1部を提出する書類（複数の補助対象項目を同時に実施する場合）

申請時	①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） （※No.2, 10の補助対象項目の申請を同時に行う場合） 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） （様式第2号） （※上記以外の補助対象項目の申請を同時に行う場合） ②案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ③建物所有者共有名義人同意書（別紙13号） （※申請者以外の所有者または名義人がいる場合。※16） ④三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び別紙10号）
実績報告時	所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） （※No. 2, 10の補助対象項目の申請を同時に行う場合）
請求時	所沢市スマートハウス化推進補助金交付請求書（様式第14号） （※No. 2, 10の補助対象項目の申請を同時に行う場合）

※15 例えば、「太陽光発電システム」と「蓄電池」についての補助金を同時に申請する場合には、次ページ以降の表にも補助対象項目ごとの必要書類を記載していますが、上表に記載されている書類については2部提出する必要はなく、1部の提出でかまいません。

※16 申請者以外の所有者または名義人が共に存在し、同一人物でない場合は、建物所有者分と共有名義人分それぞれの提出が必要です。

## NO.1 ①エコハウス（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付確定を受けたもの</li> <li>・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、ZEHの評価・認証を受けたもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設備費</li> <li>②工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙2-1号）</li> <li>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④領収書等の写し（社印の押印のあるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤建物全景の施工写真（別紙5号）</li> <li>⑥案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑦国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に係る認定書類一式の写し（交付申請書、実施計画書、交付決定通知書、建築図面等） 又は 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価書、申請書及び添付書類一式</li> <li>⑧建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑨三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

### 備考

- ・「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」とは、外皮の断熱性能の大幅な向上と、高効率な整備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、再生可能エネルギーを導入し、年間の一次エネルギーの収支がゼロとなることを目指した住宅のことをいいます。
- ・「新築住宅」とは新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事終了日から起算して1年を経過したものを除く）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

## NO.1 ②エコハウス（低炭素建築物）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・都市の低炭素化促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けたもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設備費</li> <li>② 工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>② 事業概要書（別紙2-2号）</li> <li>③ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④ 領収書等の写し（社印の押印のあるもの）</li> <li>⑤ 建物全景の施工写真（別紙5号）</li> <li>⑥ 案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑦ 低炭素建築物認定に係る書類一式の写し （設計内容説明書、計画認定申請書、計画認定通知書、工事完了報告書等）</li> <li>⑧ 建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑨ 三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し 及び別紙10号）※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

### 備考

- ・「低炭素建築物」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定を受けた建築物のことをいいます。
- ・「新築住宅」とは新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建設工事終了日から起算して1年を経過したものを除く）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.2 エコリフォーム（補助対象経費が30万円以上(税込)のもの）工事着工前の申請となります。

<p>対象要件 ※いずれも 中古品又は自 作品を除く</p>	外窓交換	外部に面した既存の建具を建具枠とともに交換するもので、当該窓の熱貫流率が4.65W/m <sup>2</sup> ・k以下を有するものであること
	内窓設置	外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置するもので、当該窓の熱貫流率が4.65/m <sup>2</sup> ・K以下を有するものであること
	窓ガラス交換	外部に面した既存の窓ガラスのガラス部分のみを交換するもので、当該窓ガラスの熱貫流率が4.65W/m <sup>2</sup> ・K以下を有するものであること
	玄関ドア等の交換	外部に面した玄関ドア（対象住宅の主たる出入り口）を交換する工事で、当該ドアの熱貫流率が4.65W/m <sup>2</sup> ・K以下を有するものであること
	床の断熱改修	少なくとも1の居室の外部に面する床全面を施工するもので、改修後の断熱材の厚さ（熱抵抗率の基準値W/m <sup>2</sup> ・K × 熱伝導率W/m <sup>2</sup> ・K）が建築物省エネ法で規定されたもの以上になること
	外壁、屋根、天井の断熱改修	屋根については全面を、外壁、天井については少なくとも1の居室に面する外壁又は天井の全面を施工するもので、改修後の断熱材の厚さ（熱抵抗率の基準値W/m <sup>2</sup> ・K × 熱伝導率W/m <sup>2</sup> ・K）が建築物省エネ法で規定されたもの以上になること
	外壁、屋根の遮熱塗装	以下の使用に適合した塗料を外壁又は屋根の全面に塗装すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・グレー（N6）塗料の試験体で、日本産業規格（JIS K5602）により測定された日反射率測定値（全波長域）が50%以上であるもの。ただし、当該塗料と同等の製造技術であればグレー（N6）以外の色の塗料であっても可とする。</li> <li>・屋根を塗装する場合は、日本産業規格（JIS K5675）に適合した塗料であること</li> </ul>
補助対象経費	<p>①材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 窓ガラス</li> <li>イ 窓枠</li> <li>ウ サッシ</li> <li>エ ドア</li> <li>オ 断熱材</li> <li>カ 遮熱塗料</li> <li>キ その他工事に必要な材料</li> </ul>	

	②工事費（撤去費除く）
必要書類 (申請時)	① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ② 事業計画書（別紙1-1～1-5号） ③ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し ④ 建物全景 及び 施工箇所の施工前の現況写真 ⑤ 対象箇所の施工図面（物件の平面図、立面図等） ⑥ 部材の性能を証する書類（カタログ等） ⑦ 案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ⑧ 建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨ 三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
必要書類 (実績報告時)	① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書（家庭用） （様式第10号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（詳しくは別紙5・6号をご覧ください） ④ 変更箇所及び内容を示す書類（申請時から変更が生じた場合） ⑤ 小規模事業者施工証明書 ※小規模事業者の加算措置の適用を受ける場合。
必要書類 (請求時)	所沢市スマートハウス化推進補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「エコリフォーム」とは、既存住宅の一部（開口部、壁、外壁等）を改修して断熱性能を向上させることによって、住まいの省エネルギー性能を向上させ、環境にやさしく快適な住まい、健康的な暮らしを実現するリフォームのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・マンションにお住まいの方で、個人による改修が認められていない方はご相談ください。

### No.3 太陽光発電システム（HEMSと連携しているもの又は既存の太陽光発電システムにHEMSを設置するもの）

対象要件	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> </ul>
	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの</li> <li>・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの</li> <li>・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの</li> <li>・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの</li> </ul>
	HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの（<a href="https://echonet.jp/product/echonet-lite/">https://echonet.jp/product/echonet-lite/</a>から確認することができます。）</li> <li>・エネルギー使用量を計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの</li> </ul>
補助対象経費	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 太陽電池モジュール</li> <li>イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー）</li> <li>ウ カラーモニター</li> <li>エ 架台</li> <li>オ 接続箱</li> <li>カ 交流側開閉器</li> <li>キ 余剰電力販売用電力計</li> <li>ク 配管配線器具</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）</li> </ul>
	HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア データ集約機器</li> <li>イ 通信装置</li> <li>ウ 制御装置</li> <li>エ モニター装置</li> <li>オ 計測機器</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙 2-3号）</li> <li>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（詳しくは別紙 5・6号をご覧ください）</li> <li>⑥設計図（機器全体の配置図 又は 配線図）</li> <li>⑦機器の性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑧接続契約のご案内（接続契約締結後、電力会社のHP よりダウンロードできます。）</li> <li>⑨案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑩建物所有者共有名義人同意書（別紙 9号） <ul style="list-style-type: none"> <li>※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。（建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> </ul> </li> <li>⑪三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し 及び 別紙 10号） <ul style="list-style-type: none"> <li>※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul> </li> <li>⑫マチエコ応援隊施工証明書</li> </ul>



※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- 「ホームエネルギー管理システム（HEMS）」とは、家庭の電力使用量などを自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。
- 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- 写真（別紙 5）は以下対象のものをお撮りください。  
太陽光の写真…太陽光モジュール（パネル）、パワーコンディショナー  
HEMS の写真…本体、カラーモニター
- 領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7 号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

#### No.4 太陽熱利用システム（ソーラーシステム）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又は、それと同等以上の性能を有すると市が認めるもの (<a href="https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html">https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html</a> から確認することができます。)</li> <li>・強制循環式であるもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 集熱器</li> <li>イ 貯湯ユニット</li> <li>ウ 蓄熱槽</li> <li>エ 架台</li> <li>オ 配管及び配線器具</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>② 事業概要書（別紙 2-4 号）</li> <li>③ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④ 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤ 施工写真（詳しくは別紙 5・6号をご覧ください）</li> <li>⑥ 設計図（機器全体の配置図 又は 配線図）</li> <li>⑦ 機器の性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑧ 案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑨ 建物所有者共有名義人同意書（別紙 9 号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑩ 三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙 10 号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

#### 備考

- ・「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのこと、集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるソーラーシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7 号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

## No.5 コージェネレーションシステム（エネファーム）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・経済産業省資源エネルギー庁による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象機器として認められたものであること （<a href="http://www.fca-enefarm.org/subsidy31/outline/page03.html">http://www.fca-enefarm.org/subsidy31/outline/page03.html</a>から確認することができます。）</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 燃料電池ユニット又はガスエンジンユニット</li> <li>イ 貯湯ユニット</li> <li>ウ リモコン</li> <li>エ 配管配線器具</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙2-5号）</li> <li>③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの）</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（詳しくは別紙5・6号をご覧ください）</li> <li>⑥配置図（機器全体の配置図 又は 配線図）</li> <li>⑦機器の性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> <li>⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

### 備考

- ・「コージェネレーションシステム」とは、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムのことをいい、都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行うコージェネレーションシステム（燃料電池）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

## No.6 蓄電池（リチウムイオン電池）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・国が実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されたものの <a href="https://sii.or.jp/zeh/battery/search">https://sii.or.jp/zeh/battery/search</a> から確認することができます。）</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 蓄電池部</li> <li>イ 電力変換装置</li> <li>ウ 配管配線器具</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書(家庭用)(様式第2号)</li> <li>②事業概要書（別紙 2-6号）</li> <li>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（詳しくは別紙 5・6号をご覧ください）</li> <li>⑥設計図（機器全体の配置図 又は 配線図等）</li> <li>⑦機器の性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙 9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し 及び 別紙 10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> <li>⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

### 備考

- ・「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電気的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池（リチウムイオン電池）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・写真（別紙 5）は以下対象のものをお撮りください。  
蓄電池本体・分電盤
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

## No.7 エコカー充給電設備 (V2H)

対象要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業の補助対象機器として登録されているものであること。</li> </ul> <p>(<a href="http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/h31/h31_jougen_meigara.pdf">http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/h31/h31_jougen_meigara.pdf</a> から確認することができます。)</p>
補助対象経費	V2H	①機器費 ア 電力充給電設備 イ 必要不可欠な付属機器 ②設置工事費（撤去費除く）
	EV・PHV	車両本体購入費（V2Hと電気自動車 又は プラグインハイブリッド 自動車を同時に購入する場合） ※リース契約の場合には、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する金額とする。
必要書類	V2H	①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙 2-7号） ③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（詳しくは別紙 5・6号をご覧ください） ⑥設計図（機器全体の配置図 又は 配線図） ⑦機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙 9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し及び別紙 10号）※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
	EV・PHV	V2H の必要書類に加えて、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の内訳 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>・領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>・車検証の写し</li> <li>・保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し</li> </ul>

### 備考

- ・「エコカー充給電設備 (V2H)」とは、電気自動車等と住宅間の充給電を行う設備のこと。
- ・「電気自動車 (EV)」とは、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいいます。
- ・「プラグインハイブリッド車 (PHV)」とは家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできる、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のこと。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・写真（別紙5）は以下対象のものをお撮りください。

### 設置箇所・コンセント

- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・「EV・PHV」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（※納車日ではありません）

## No.7 燃料電池自動車（FCV）

対象要件	・中古品又は自作品でないもの
補助対象経費	車両本体購入費 ※リース契約の場合には、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する金額とする。
必要書類	①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） （様式第2号） ②事業概要書（別紙2-8号） ③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤車検証の写し ⑥保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し ⑦案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ⑧三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類（住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

### 備考

- ・「燃料電池自動車」とは、車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走るガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいいます。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・「燃料電池自動車」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（※納車日ではありません）

## No.9 高断熱浴槽

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・日本産業規格（JIS A5532）に規定する高断熱浴槽の認証を受けているもの、又は同等以上の性能（湯温降下4時間で2.5℃以内）を有するもの</li> </ul>
補助対象経費	<p>①機器費 ア 機器本体費 ※ユニットバスの場合…ユニットバスの機器費・工事費</p> <p>②設置工事費（撤去費除く）</p>
必要書類	<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</p> <p>②事業概要書（別紙2-9号）</p> <p>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</p> <p>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</p> <p>⑤施工写真（詳しくは別紙5・6号をご覧ください）</p> <p>⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの）</p> <p>⑦機器の性能を証する書類（日本産業規格の認証を受けていることがわかるカタログ等）</p> <p>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</p> <p>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</p> <p>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</p> <p>⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。</p>

### 備考

- ・「高断熱浴槽」とは、JIS A5532 に規定する保温性能を持つ浴槽のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.10 バイオマスストーブ(ペレット・<sup>まき</sup>薪)(補助対象経費が30万円以上(税込)のもの)

※工事着工前の申請となります。

	ペレットストーブ	<sup>まき</sup> 薪ストーブ
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・熱(燃烧)効率が、定格出力時で75%以上であるものの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・熱(燃烧)効率が、触媒方式については72%以上であるもの、非触媒方式については63%以上であるもの</li> </ul>
補助対象経費	①機器費 ア 機器本体      イ 煙突      ウ 排気管及び排気筒 ②設置工事費(撤去費除く)	
必要書類 (申請時)	①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書(家庭用)(様式第1号) ②事業計画書(別紙1-6号) ③補助対象経費の見積書及び事業内容が確認できる契約書等の写し ④施工前の現況写真(別紙5号)※申請時に、既に建物がある場合 ⑤ストーブの構造図 ⑥対象住宅の平面図(施工場所がわかるもの) ⑦機器の性能を確認できる書類(燃烧効率が記載されたカタログ等) ⑧誓約書(別紙12号) ⑨付近見取り図(排気口の位置と隣家との距離が分かる地図等) ⑩案内図(住宅地図、グーグルマップ等) ⑪建物所有者共有名義人同意書(別紙9号) ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 (建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。) ⑫三世代の同居及び続柄が確認できる書類(住民票の写し及び別紙10号) ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。	
必要書類 (実績報告時)	①所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書(家庭用)(様式第10号) ②領収書等の写し(社印等の押印があるもの)※申請年度のものに限る。 ③施工写真(くわしくは別紙5号をご覧ください) ④完成図面 ⑤変更箇所及び内容を示す書類(申請時から変更が生じた場合)	
必要書類 (請求時)	所沢市スマートハウス化推進補助金交付請求書(様式第14号)	

備考

- ・「バイオマスストーブ」とは、木質ペレット又は<sup>まき</sup>薪を燃料とするストーブのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書(別紙7号)で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類(建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等)の添付が必要です。
- ・その他「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック(発行:環境省水・大気環境局)」の内容を遵守する必要があります。



## No.11 雨水貯留槽（補助対象経費が1万5千円以上（税込）のもの）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・容量が100ℓ以上のもの</li> </ul>
補助対象経費	機器費（雨水貯留槽）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙2-10号）</li> <li>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（詳しくは別紙5号をご覧ください）</li> <li>⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの）</li> <li>⑦機器の性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ol>

### 備考

- ・「雨水貯留槽」とは、雨どいから集めた雨水を利用するための貯留槽として販売されている製品のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。ただし、ご自身で設置された場合は契約書は不要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です

## No.12 節水型トイレ

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・日本工業規格（JIS A5207）に規定する節水Ⅱ型大便器又は、同等以上の性能（洗浄水量 6.5ℓ以下）を有するもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 機器本体費</li> <li>イ 床を修復するための資材</li> </ul> </li> <li>②設置工事費（撤去費除く）               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本体設置費</li> <li>イ 床の修復工事</li> </ul> </li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙 2-1 1号）</li> <li>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（くわしくは別紙 5・6号をご覧ください）</li> <li>⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの）</li> <li>⑦機器の性能を証する書類（日本産業規格の認証を受けていることがわかるカタログ等）</li> <li>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</li> <li>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙 9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> <li>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙 10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> <li>⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul>

### 備考

- ・「節水型トイレ」とは、JIS A5207 に規定する便器のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です